

証券コード 3758  
2025年3月13日  
(電子提供措置の開始日 2025年3月6日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目7番13号  
株 式 会 社 ア エ リ ア  
代表取締役社長 小 林 祐 介

## 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第23期定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.aeria.jp/ir/document>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、本株主総会の日時の直前の営業時間の終了時である2025年3月27日（木曜日）午後7時までには到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目6番6号  
相鉄グランドフレッサ 東京ベイ有明 2階 花明

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第23期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第23期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

#### 会社提案<第1号議案から第2号議案>

**第1号議案** 剰余金の処分の件

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

#### 株主提案<第3号議案から第10号議案>

**第3号議案** 代表取締役会長及び代表取締役社長解任の件

**第4号議案** 剰余金処分の件

**第5号議案** 自己株式取得の件

**第6号議案** 累進配当宣言に係る定款変更の件

**第7号議案** 自己株式の消却に係る定款変更の件

**第8号議案** 株主優待制度に係る定款変更の件

**第9号議案** 株主優待制度の改善・廃止の件

**第10号議案** 経営陣の在り方に係る定款変更の件

株主提案（第3号議案から第10号議案まで）に係る議案の要領につきましては、後記の株主総会参考書類（34頁から46頁まで）に記載のとおりであります。

### 4. その他の株主総会招集に関する事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただき、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - ・連結計算書類の連結注記表
  - ・計算書類の個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 遠方にお住まいなどのご事情で株主総会に出席できない株主さまとの公平性を勘案して、株主総会にご出席の株主さまへのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 議決権行使書のご記入にあたってのご案内

本定時株主総会におきましては、株主様1名より、株主提案権の行使（以下「株主提案」といいます。）に関する書面を受領いたしております。

**当社取締役会としては、それぞれの株主提案に対し、反対する旨の意見を記載しております。**

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否のご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

The diagram shows a proxy form with two main sections: '議決権行使書' (Proxy Form) on the left and '株主提案' (Shareholder Proposal) on the right. The '議決権行使書' section includes fields for the shareholder's name, company name, and date. The '株主提案' section contains a grid for proposals 1 through 10, with a separate grid for proposals 8 through 10. Arrows point from the text on the right to these specific grid areas.

こちらに議案の賛否をご記入ください。

## 第1号～第2号議案

第1号議案から第2号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

## 第3号～第10号議案

第3号議案から第10号議案は、提案株主様（1名）からのご提案です。

取締役会としては  
第3号～第10号議案すべてに反対しております。

詳細は34～46ページをご参照ください。

※議決権行使書はイメージです。

## 代表的な賛否のご記入例

議決権行使書への賛否の代表的なご記入例は以下のとおりであります。

### <会社提案>に賛成し、<株主提案>に反対する場合

会社提案		株主提案				
第1号議案	第2号議案 (トーマス・バーク)	第3号議案 (トーマス・バーク)	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否	否

### <会社提案>に反対し、<株主提案>に賛成する場合

会社提案		株主提案				
第1号議案	第2号議案 (トーマス・バーク)	第3号議案 (トーマス・バーク)	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否	否

株主提案		
第8号議案	第9号議案	第10号議案
賛	賛	賛
否	否	否

株主提案		
第8号議案	第9号議案	第10号議案
賛	賛	賛
否	否	否

※当社取締役会は、こちらの立場となります。

# 事業報告

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2024年1月1日～2024年12月31日)における我が国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社グループが展開しているインターネット関連事業においては、スマートフォン・タブレット端末の普及に伴い、インターネット利用者数の増加やEC(電子商取引)市場の拡大等を背景として、引き続き成長を続けております。さらに、コンテンツサービスの多様化が市場規模を拡大しており、スマートフォン・タブレット等のモバイルコンテンツ市場においても継続的な成長を続けております。一方で、魅力的なコンテンツやアプリケーションを提供するため、サービス内容は複雑化・高度化する傾向にあるなど、開発費用や人件費等のコストが増加するだけでなく、企業間におけるユーザー獲得競争が一層激化しております。また、アセットマネジメント事業においては、投資用不動産の価格水準が高く推移し利回りも低くなっており、適正な投資案件が不足している状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、コア事業と位置付けるITサービス事業について安定した収益基盤を強化し、コンテンツ事業においても、スマートフォン・タブレット等のモバイルコンテンツの開発事業及び配信・運営事業を強化するとともに、子会社各社の強みを生かし、これまでのマス・マーケットからターゲット層を絞ったニッチ・マーケットでの基盤を作り、深耕を進めてまいりました。また、アセットマネジメント事業においては、規模が小さく、事業期間の短い収益不動産を中心として展開することにより、事業リスクをコントロールし、金融機関の融資姿勢等に鑑み慎重に事業を運営してまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高19,155百万円(前年同期比15.5%減少)、営業損失42百万円(前年同期は営業利益476百万円)、経常損失52百万円(前年同期は経常利益752百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失に関しましては739百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益480百万円)となりました。

また、EBITDA(営業利益+減価償却費+のれん償却額)は245百万円(前年同期比67.8%減少)、のれん償却前当期純損失(親会社株主に帰属する当期純損失+のれん償却額)は609百万円(前年同期はのれん償却前当期純利

益610百万円)となりました。

なお、来期においても、営業効率の強化及び販売力・生産性を更に向上させ、通期での収益拡大を目指してまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は93百万円で、その主な内訳は、工具器具備品56百万円、ソフトウェア35百万円となっております。

③ 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は販売用不動産の購入資金及び運転資金であり、主に金融機関からの借入により調達しております。当連結会計年度は、短期借入金1,333百万円、長期借入金3,073百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2021年12月期)	第 21 期 (2022年12月期)	第 22 期 (2023年12月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売 上 高(百万円)	21,542	20,587	22,671	19,155
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	835	720	752	△52
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	586	172	480	△739
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	26.58	7.81	21.60	△33.59
総 資 産(百万円)	19,243	20,369	21,145	20,263
純 資 産(百万円)	9,153	9,292	9,682	8,581
1株当たり純資産(円)	407.59	406.80	426.41	395.21

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数から自己株式数を控除したものにより算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除したものにより算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年12月期の期首から適用しており、2022年12月期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リベル・エンタテインメント	99百万円	100.00%	スマートフォン向けゲームの開発・運営
株式会社サイバード	100百万円	100.00%	スマートフォン向けゲームの開発・運営
株式会社ファーストペンギン	15百万円	100.00%	オンライン電子出版に特化した アフィリエイトプラットフォーム事業
株式会社 Impression	88百万円	100.00%	不 動 産 業

- (注) 議決権比率は、間接所有によるものを含みます。  
株式会社リベル・エンタテインメント及び株式会社サイバードの株式は、当社の完全子会社である株式会社アエリアコンテンツ・ホールディングスを通じての間接所有となっております。

### ② 事業年度末における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社トータルマネージメント	東京都港区西新橋1-10-7	1,970百万円	7,340百万円
株式会社アエリア投資式号	東京都港区赤坂3-7-13	1,831百万円	7,340百万円

- (注) 株式会社トータルマネージメントの帳簿価額の合計額は、当社の特定完全子会社である株式会社アエリア投資式号の当事業年度末における帳簿価額を記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

マーケットのニーズが多様化するコンテンツ業界、テクノロジーが著しい進化を遂げるインターネット及びモバイル業界並びに不動産業界において、当社グループが良質なサービスを提供し、継続的な成長、事業規模拡大をしていくために、以下の課題に取り組んでまいります。

##### ① コンテンツ・サービスの創出及びマーケットの創出

当社グループ各社が持つ、コンテンツ制作、マーケティング、プロダクト開発における強みを活かしながら、より高度化する技術を積極的に取り入れることにより、良質かつ満足度の高い新たなコンテンツ・サービス創出に取り組んでまいります。

また、アセットマネジメント事業においては、不動産情報等の可視化、民泊をはじめとする空き物件の利活用を推進し、不動産市場の活性化に向け取り組むだけでなく、クラウドファンディングを活用した不動産投資プラットフォームの構築等新たなマーケット創出にも取り組んでまいります。

##### ② グループシナジーの強化及び経営管理体制の確立

当社グループは、スマートフォン向けゲームの開発・配信・運営やキャラクター等周辺コンテンツ提供を行うコンテンツ事業、オンライン電子出版に特化したアフィリエイトプラットフォーム提供やデータサービスのIT事業、並びに不動産の売買、民泊を中心としたアセットマネジメント事業を収益源の3本柱とし、事業規模及び事業領域の拡大を図っております。今後、当社グループが経営資源を効率的に活用し継続的な成長と収益力の最大化を図るためには、各企業が自立した経営に従事しつつ、当社及び関係会社間において、グループ間連携促進とグループコントロールに重点を置くことで、グループシナジーを最大限に追求していくことが重要な課題だと考えております。

また、当社が関係会社を統括し一元的な管理を行うことにより、グループ全体を通じた組織横断的かつ高度な経営管理体制を確立することが必要と考えております。

##### ③ 資本提携及び業務提携の推進並びに新規成長マーケットへの進出

当社グループは、継続的・安定的に成長を実現していくために、既存事業の強化・改善に加え、新たな資本提携及び業務提携を通じ、海外展開、並びに新規成長マーケット開拓を進めることで、事業規模及び事業領域の拡大を図ることが必要だと考えております。

##### ④ 組織力の強化及び内部統制システムの整備

当社グループが事業規模及び事業領域の拡大を実現するためには、これらの施策を実行できる優れた人材を対象とした採用・人事制度の構築、専門性の高い人材を育成する社内教育制度の充実、権限委譲の促進等による社員のモチベーション向上等、組織力の強化が必要と考えております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの整備を進め、コンプライアンス・リスクマネジメント体制を強化し、ステークホルダーの要請を満たす、実効性のある内部統制システムの構築・運用に取り組んでまいります。

**(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)**

セグメント	事業内容
ITサービス事業	オンライン電子出版に特化したアフィリエイトプラットフォーム事業 データサービス事業
コンテンツ事業	スマートフォン向けコンテンツの開発・配信・運営等 ドラマCDやボイスCD、グッズの販売等
アセットマネージメント事業	不動産事業、賃貸管理事業、宿泊施設の企画・運営・管理及び経営 並びにこれらに関するコンサルタント業、国内外の企業等への投資等

**(6) 主要な事業所 (2024年12月31日現在)**

名称	事業所	住所
株式会社アエリア	本社	東京都港区
株式会社リベル・エンタテインメント	本社	東京都千代田区
株式会社サイバード	本社	東京都渋谷区
株式会社ファーストペンギン	本社	東京都新宿区
株式会社Impression	本社	東京都品川区

**(7) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)**

従業員数	前期比増減
508名	29名減少

(注) 上記従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員（32名）は含まれておりません。

**(8) 主な借入先の状況 (2024年12月31日現在)**

借入先	借入額
近畿産業信用組合	1,675百万円
株式会社紀陽銀行	1,229百万円
新生インベストメント&ファイナンス株式会社	745百万円

## 2. 株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 78,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,649,428株(自己株式 2,454,174株を含む)
- (3) 株 主 数 14,561名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
長 嶋 貴 之	3,181,200株	15.01%
小 林 祐 介	2,331,800株	11.00%
林 田 浩 太 郎	974,400株	4.60%
TUSCAN CAPITAL LLC	508,600株	2.40%
山 下 博	323,100株	1.52%
石 田 博 男	307,000株	1.45%
アエリアグループ役員持株会	232,200株	1.10%
西 村 智	135,000株	0.64%
浅 井 和 子	103,100株	0.49%
JP モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	95,538株	0.45%

(注) 持株比率は自己株式2,454,174株を控除して計算し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	76,800株	3名
社外取締役 (監査等委員を除く。)	19,400株	1名

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
*代表取締役会長	長 嶋 貴 之	(株)エアネット 取締役 (株)チームゼロ 代表取締役 (株)エア・コミュニケーション 取締役 (株)リベル・エンタテインメント 取締役 (株)アエリア投資式号 取締役 (株)トータルマネージメント 取締役 (株)アエリアコンテンツ・ホールディングス 代表取締役 (株)エクスフィット 代表取締役 (株)サイバード 代表取締役
*代表取締役社長	小 林 祐 介	(株)あかつき本社 社外取締役 (株)ソアラボ 代表取締役 (株)Impression 取締役 (株)アエリア投資式号 代表取締役 (株)トータルマネージメント 取締役 (株)インベストオンライン 取締役 (株)ファーストペンギン 代表取締役
取 締 役	三 宅 朝 広	(株)ClubT 代表取締役 (株)HRデータラボ 代表取締役 (株)リベル・エンタテインメント 取締役 (株)アエリアコンテンツ・ホールディングス 取締役 (株)サイバード 取締役
取 締 役	吉 村 隆	(株)エアネット 代表取締役 (株)エア・コミュニケーション 代表取締役 (株)サイバード 取締役
取締役(監査等委員)	田名網 一 嘉	(株)エアネット 監査役 (株)エイジ 監査役 (株)リベル・エンタテインメント 監査役 (株)アリスマテック 監査役 (株)Impression 監査役 (株)アエリア投資式号 監査役 (株)あかつき本社 社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	加 藤 俊 郎	
取締役(監査等委員)	和 田 安 央	和田安央社会保険労務士事務所
取締役(監査等委員)	野 村 裕 幸	

- (注) 1. 取締役三宅朝広氏、取締役(監査等委員)田名網一嘉氏、和田安央氏及び野村裕幸氏は、社外取締役であります。2024年8月1日に、和田安央氏が辞任、補欠の監査等委員である取締役であった野村裕幸氏が取締役(監査等委員)に就任しております。
2. 取締役(監査等委員)田名網一嘉氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役(監査等委員)和田安央氏は、社会保険労務士の資格を有しており、人事労務に関する相当の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は2002年11月より執行役員制度を導入しております。2024年12月31日現在、\*印の取締役は執行役員を兼務しております。
5. 取締役(監査等委員)田名網一嘉氏、取締役(監査等委員)和田安央氏及び取締役(監査等委員)野村裕幸氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の額を限度とする（職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限る。）旨の責任限定契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社及び国内子会社の取締役及び監査役、執行役員等であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役の報酬等

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2022年4月の取締役会決議において決定しております。当該決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

### 1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬より構成される。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものとする。株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額50百万円の範囲内（うち、社外取締役は年額10百万円以内。）において、金銭報酬債権を付与する。対象取締役（監査等委員である取締役を除く。）への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会にて、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、決定をする。

4. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案した構成とし、取締役会にて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

5. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年3月30日開催の第20期定時株主総会決議において年額250百万円以内（うち社外取締役は年額10百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の人員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち社外取締役1名）であります。また、譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は、2022年3月30日開催の定時株主総会において、上記基本報酬の限度額と別枠にて、年額50百万円以内（うち社外取締役は年額10百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の人員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち社外取締役1名）であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月30日開催の第20期定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の人員は、監査等委員3名であります。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長小林祐介であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して基本報酬額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

なお、譲渡制限付株式報酬の配分等については、取締役会にて決議をしております。

#### ④ 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	99百万円 （ 15百万円）	66百万円 （ 8百万円）	33百万円 （ 6百万円）	4名 （ 1名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10百万円 （ 8百万円）	10百万円 （ 8百万円）	— （—）	4名 （ 3名）

(注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、株式交付の方法等は「①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 3非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)」に記載のとおりであります。

2. 当事業年度において、社外取締役が、役員を兼任する当社子会社等から役員として受けた役員報酬等はありません。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況(他の法人等の業務執行者である場合)及び当社と当該他の法人等との関係

取締役三宅朝広氏は、株式会社リベル・エンタテインメント、株式会社エアリアコンテンツ・ホールディングス、株式会社サイバードの取締役並びに株式会社ClubT及び株式会社HRデータラボの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社ClubT、株式会社HRデータラボの間には、重要な取引関係はありません。

取締役（監査等委員）田名網一嘉氏は、株式会社あかつき本社の社外取締役（監査等委員）、株式会社エアネット、株式会社エイジ、株式会社リベル・エンタテインメント、株式会社アリスマティック、株式会社Impression、株式会社エアリア投資式号の監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社あかつき本社の間には、重要な取引関係はありません。

また、株式会社エアネット、株式会社エイジ、株式会社リベル・エンタテインメント、株式会社アリスマティック、株式会社Impression、株式会社エアリア投資式号、株式会社エアリアコンテンツ・ホールディングス、株式会社サイバードは当社の連結子会社となります。

## ② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における社外役員の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は以下のとおりとなります。

地位	氏名	主な活動状況
取締役	三宅朝広	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%であり、主に企業経営者としての豊富な経験及び幅広い知見から議案審議等に必要の発言を行い、取締役会の実効性の向上及び支配株主との利益相反の監督を行っております。
取締役（監査等委員）	田名網一嘉	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会への出席率は100%であり、主に税理士としての専門的見地から議案審議時等に必要の発言を行うなど適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	和田安央	2024年8月辞任迄開催の取締役会及び監査等委員会への出席率は14%であり、主に社会保険労務士としての専門的見地から議案審議時等に必要の発言を行うなど適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	野村裕幸	2024年8月就任後開催の取締役会及び監査等委員会への出席率は100%であり、主に金融、人事、不動産に関する豊富な経験及び幅広い知見から議案審議時等に必要の発言を行うなど適切な役割を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

海南監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 34百万円  
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 43百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査の遂行状況及び報酬見積り等の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合

には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は取締役及び使用人が法令及び定款その他社内規程を遵守して業務の執行を行う。
- ② コンプライアンスに関する周知・説明を行い、社内研修を実施するなどして、取締役及び使用人のコンプライアンス意識を高める。
- ③ 内部監査部門は、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、コンプライアンス体制の構築、整備、維持に努める。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び文書管理規程その他社内規程に基づき文書・資料及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
- ② 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に管理・保存を行う。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各担当取締役は、各部門におけるリスク管理体制の整備を推進するとともに、その実施状況を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ② 内部監査部門が定期的に各部門に対して内部監査を行い、代表取締役社長及び監査等委員会にその監査結果を報告し、各担当取締役はリスク管理体制の見直し・改善を行う。
- ③ 不測の事態が発生した際は、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、事態の把握に努め、損失を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定時取締役会を毎月1回開催し、必要ある場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
- ② 取締役及び執行役員により構成される経営会議兼執行委員会を必要に応じて随時開催する。
- ③ 組織規程及び業務分掌規程に基づいて各部門の責任者に権限を委譲し、合理的かつ効率的に業務を遂行できる体制をとる。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づいて子会社を管理し、定期的の子会社との連絡会議を開催して情報交換を行い、当社グループ全体の利益最大化を促進する。
- ② 当社内部監査部門が子会社の監査を行うことで、グループ全体での業務の適正を確保する。

**(6) 監査等委員会がその職務の補助をすべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、当該取締役又は使用人を監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は使用人として指名することができる。補助取締役又は補助使用人は専任又は兼務とする。
- ② 上記①に基づき、補助業務を行う取締役又は使用人が監査等委員会から必要な指示を受けた場合は、その指示に対して他の取締役（監査等委員を除く。）の指揮命令を受けない。当該取締役又は使用人の人事異動、評価等に関しては、事前に監査等委員会の同意を得る。

**(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員会規程及び内部情報管理規程に基づき、取締役及び使用人は当社及び当社グループに関する重要事項について監査等委員会へ遅滞なく報告するものとし、監査等委員会は取締役及び使用人に対して当該重要事項の報告を求めることができる。
- ② 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
- ③ 内部監査部門は、監査等委員会と定期的に意見交換を行い、内部監査の結果を監査等委員会に報告するものとする。
- ④ 取締役会は、監査等委員会の求めがあった場合、監査等委員会が職務遂行上、弁護士及び公認会計士等の外部専門家に監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する。

**(8) (7) の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、(7)の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役、監査等委員及び使用人に周知徹底する。

**(9) 当社の監査等委員の職務執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続き等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

## (10) 反社会的勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然たる態度で対処するとともに、一切の関係を排除する。また、従来より警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会的勢力に関する情報収集・管理及び社内体制の整備強化を推進していくものとする。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、監査等委員監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付け、今後の企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、将来の事業拡大を勘案しながら、継続的な配当を実施してまいりたいと考えております。

内部留保金の使途につきましては、新規タイトルの開発のほか、新規事業の展開や資本提携等を中心とする方針であります。

---

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>16,020</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,802</b>
現金及び預金	8,249	買掛金	577
売掛金及び契約資産	1,707	短期借入金	928
商品	5,018	1年内償還予定の社債	50
仕掛品	0	1年内返済予定の長期借入金	2,075
前払費用	235	未払金	383
預け金	66	未払費用	123
未収還付法人税等	4	未払法人税等	139
その他	760	賞与引当金	122
貸倒引当金	△21	役員賞与引当金	29
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,242</b>	預り金	1,594
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,690</b>	その他	777
建物	1,224	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,879</b>
工具器具備品	80	社債	135
土地	1,385	長期借入金	4,258
その他	0	繰延税金負債	257
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>88</b>	役員賞与引当金	9
ソフトウェア	88	役員退職慰労引当金	11
その他	0	退職給付に係る負債	35
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,462</b>	資産除去債務	22
投資有価証券	923	その他	148
関係会社株式	1	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,682</b>
長期貸付金	7	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期滞留債権	524	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,219</b>
差入保証金	311	資本金	100
繰延税金資産	57	資本剰余金	9,419
その他	128	利益剰余金	22
貸倒引当金	△489	自己株式	△1,322
		その他の包括利益累計額	156
		その他有価証券評価差額金	172
		為替換算調整勘定	△16
		新株予約権	17
		非支配株主持分	187
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,581</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>20,263</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>20,263</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	19,155
売上原価	12,961
売上総利益	6,193
販売費及び一般管理費	6,236
営業損失	△42
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	29
為替差益	18
未払配当金除斥益	1
受取給付金	2
共同製作事業収益	98
受取損害賠償金	25
その他	10
営業外費用	
支払利息	133
支払手数料	48
その他	16
経常損失	198
特別利益	△52
債務免除益	23
新株予約権戻入益	11
役員退職慰労引当金戻入額	9
その他	3
特別損失	47
固定資産除却損	29
投資有価証券評価損	15
減損損失	78
事業整理損	304
貸借契約解約損	38
特別退職金	7
税金等調整前当期純損失	475
法人税、住民税及び事業税	151
法人税等調整額	75
当期純損失	△480
非支配株主に帰属する当期純利益	△708
親会社株主に帰属する当期純損失	31
	△739

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100	9,580	762	△1,102	9,340
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△111			△111
親会社株主に帰属する当期純損失			△739		△739
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
自己株式の取得				△307	△307
自己株式の処分		△49		87	37
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	△160	△739	△220	△1,120
当 期 末 残 高	100	9,419	22	△1,322	8,219

	その他の包括利益累計額			新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 合 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	166	△8	157	28	155	9,682
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△111
親会社株主に帰属する当期純損失						△739
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						0
自己株式の取得						△307
自己株式の処分						37
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6	△7	△0	△11	31	19
当 期 変 動 額 合 計	6	△7	△0	△11	31	△1,100
当 期 末 残 高	172	△16	156	17	187	8,581

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,857</b>	<b>流動負債</b>	<b>286</b>
現金及び預金	1,435	買掛金	5
売掛金	19	1年内返済予定の長期借入金	154
前払費用	15	関係会社未払金	106
関係会社短期貸付金	205	未払費用	7
未収還付法人税等	4	未払法人税等	3
関係会社未収入金	238	預り金	6
その他	36	その他	2
貸倒引当金	△98	<b>固定負債</b>	<b>389</b>
<b>固定資産</b>	<b>5,482</b>	長期借入金	213
<b>有形固定資産</b>	<b>0</b>	関係会社長期借入金	84
建物	0	繰延税金負債	83
工具器具備品	0	資産除去債務	3
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,482</b>	その他	4
投資有価証券	752	<b>負債合計</b>	<b>676</b>
関係会社株式	3,859	<b>純 資 産 の 部</b>	
出資金	1	<b>株主資本</b>	<b>6,491</b>
関係会社長期貸付金	1,138	資本金	100
長期未収入金	20	資本剰余金	9,243
長期滞留債権	40	資本準備金	627
その他	13	その他資本剰余金	8,615
貸倒引当金	△342	<b>利益剰余金</b>	<b>△1,530</b>
		その他利益剰余金	△1,530
		繰越利益剰余金	△1,530
		<b>自己株式</b>	<b>△1,322</b>
		評価・換算差額等	172
		その他有価証券評価差額金	172
<b>資産合計</b>	<b>7,340</b>	<b>純資産合計</b>	<b>6,663</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>7,340</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	172
売上原価	75
総利益	96
販売費及び一般管理費	354
営業損失	△257
営業外収益	
受取利息	7
受取配当金	713
貸倒引当金の戻入	20
その他	3
営業外費用	
支払利息	7
為替差損	7
貸倒引当金の繰入	6
その他	10
経常利益	31
特別利益	454
新株予約権戻入益	8
特別損失	
有価証券評価損	15
税引前当期純利益	15
法人税、住民税及び事業税	447
法人税等調整額	△137
当期純利益	-
	△137
	585

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	100	627	8,776	9,404	△2,115
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△111	△111	
当期純利益					585
自己株式の取得					
自己株式の処分			△49	△49	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△161	△161	585
当 期 末 残 高	100	627	8,615	9,243	△1,530

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	△1,102	6,286	166	8	6,461
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△111			△111
当期純利益		585			585
自己株式の取得	△307	△307			△307
自己株式の処分	87	37			37
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	6	△8	△1
事業年度中の変動額合計	△220	204	6	△8	202
当 期 末 残 高	△1,322	6,491	172	-	6,663

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月6日

株式会社アエリア  
取締役会 御中

海南監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 米 川 博  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アエリアの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アエリア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

連結貸借対照表に関する注記（追加情報）に記載されているとおり、会社は保有目的の変更により、販売用不動産の一部を有形固定資産に振替えている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合には、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月6日

株式会社アエリア  
取締役会 御中

海南監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 米 川 博  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アエリアの2024年1月1日から2024年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

- 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。
- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月6日

株 式 会 社 ア エ リ ア	監 査 等 委 員 会
監査等委員(社外取締役)	田名網 一 嘉 ㊟
監査等委員	加 藤 俊 郎 ㊟
監査等委員(社外取締役)	野 村 裕 幸 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 会社提案 <第1号議案から第2号議案>

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来に向けた事業拡大や迅速な経営判断の実行のため、内部留保の充実が重要であると認識しておりますが、一方で株主の皆様に対する利益還元として配当を行うこともまた重要な経営課題であると認識しております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、当社の業績並びに今後の経営環境を勘案しましてその他資本剰余金を原資として次のとおりとさせていただきますと存じます。

本株主総会には、本議案とは別に、後記のとおり株主様から剰余金の配当に関する議案が提出されていることから、配当金支払い事務を円滑に行うため、配当支払開始日につきましては、2025年4月18日とさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 5円 総額 105,976,270円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年3月31日
- (4) 配当金支払開始日  
2025年4月18日

## 会社提案

### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案の選任について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	保有株数
1	ながしまたかゆき 長嶋貴之 (1973年1月15日)	1996年4月 イマジニア(株) 入社 1997年7月 ソフトバンク(株) 入社 1998年5月 (有)コミュニケーションオンライン設立 同社代表取締役 1999年7月 (株)コミュニケーションオンラインに商号変更 同社代表取締役会長 2002年10月 当社設立 代表取締役兼執行役員会長（現任） 2010年3月 (株)エアネット 取締役（現任） 2015年1月 (株)チームゼロ 代表取締役（現任） 2016年4月 (株)エア・コミュニケーション 取締役（現任） 2017年9月 (株)アエリア投資式号 取締役（現任） (株)トータルマネージメント 取締役（現任） 2018年6月 (株)サイバード 取締役 2019年1月 (株)アエリアコンテンツ・ホールディングス 代表取締役（現任） 2020年12月 (株)エクسفिट 代表取締役（現任） 2021年3月 (株)リベル・エンタテインメント 取締役（現任） 2024年3月 (株)サイバード 代表取締役（現任）	3,181,200株
2	こばやしゆうすけ 小林祐介 (1972年8月14日)	1996年4月 イマジニア(株) 入社 1996年9月 ソフトバンク(株) 入社 1998年5月 (有)コミュニケーションオンライン設立 同社取締役 1999年7月 (株)コミュニケーションオンラインに商号変更 同社代表取締役社長 2002年10月 当社設立 代表取締役兼執行役員社長（現任） 2009年6月 黒川休徳フィナンシャルホールディングス(株) (現職あかつき本社) 社外取締役（現任） 2014年7月 (株)ソアラボ 代表取締役（現任） 2017年8月 (株)Impression 取締役（現任） 2017年9月 (株)アエリア投資式号 代表取締役（現任） (株)トータルマネージメント 取締役（現任） 2020年7月 (株)インベストオンライン 取締役（現任） 2022年3月 (株)ファーストペンギン 代表取締役（現任）	2,331,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	保有株数
3	みやけ ともひろ 三宅朝広 (1969年7月17日)	1995年4月 (株)リフルート 入社 2001年1月 (株)ピースマインド 取締役 2001年3月 (株)コミュニケーションオンライン 取締役 2002年10月 当社取締役(現任) 2005年9月 (株)ClubT 代表取締役(現任) 2017年3月 (株)HRデータラボ 代表取締役(現任) 2018年2月 (株)リベル・エンタテインメント 取締役(現任) 2019年1月 (株)アエリアコンテンツ・ホールディングス 取締役(現任) 2024年3月 (株)サイバード 取締役(現任)	69,200株
4	よしむら たかし 吉村隆 (1961年7月30日)	1997年1月 (株)ネットワークカタリスト 入社 2000年5月 メディアエクスチェンジ(株) 入社 2010年3月 (株)エアネット 入社 2010年4月 同社取締役 2013年7月 同社代表取締役(現任) 2016年4月 (株)エア・コミュニケーション 代表取締役(現任) 2017年3月 当社取締役(現任) 2024年3月 (株)サイバード 取締役(現任)	47,400株

- (注) 1. 三宅朝広氏は、株式会社ClubTの代表取締役と株式会社HRデータラボの代表取締役を兼務しており、当社は上記2社との取引関係はありません。また他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 三宅朝広氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- (1)長嶋貴之氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、現在、当社の代表取締役会長として当社の経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督などに尽力しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて選任をお願いするものであります。
- (2)小林祐介氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識をもとに、現在、当社の代表取締役社長として当社の経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督などに尽力しております。当社の事業経営を推進し持続的な発展に向けて選任をお願いするものであります。
- (3)三宅朝広氏は、企業経営者としての豊富な経験及び幅広い知見を有しており、経営全体の監視と有効な助言を期待して選任をお願いするものであります。
- (4)吉村隆氏は、経営全般及びインターネットサービス分野において豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の更なる発展に貢献できると考え選任をお願いするものであります。
4. 三宅朝広氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって22年5ヶ月となります。
5. 当社は三宅朝広氏との間で、会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約を継続します。当該契約に定める損害賠償の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社及び国内子会社の取締役及び監査役等であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

## 株主提案 <第3号議案から第10号議案>

第3号議案から第10号議案までは、株主様1名（以下「提案株主」といいます。）からの提案によるものであります。なお、株主提案の内容（議案の要領）は、提案株主の事前の承諾を得て行った提案内容を明確化する観点からの修正を除き、整理した上での原文のまま記載しております。また、提案の理由は、本日時株主総会の議案の号数字と議案名以外は原文のまま記載しております。

**当社取締役会としては、いずれの議案についても反対いたします。**

## 株主提案

### 第3号議案 代表取締役会長及び代表取締役社長解任の件

#### (1) 株主提案の内容（議題の要領）

代表取締役会長である長嶋貴之氏と代表取締役社長である小林祐介氏の解任。  
候補者番号1：長嶋貴之  
候補者番号2：小林祐介

#### (2) 提案の理由（提案の趣旨）

2017年に1株3000円以上であった株価が、2025年1月現在1株250円以下と10分の1に以下になりました。たった数年で株価が10分の1以下になるといえるのは、いかに経営陣が株主や株価を軽視して経営してきたかが分かると思います。経営陣は今すぐ経営の失敗の責任を取り、当社は今後株価を上げるために何をすべきかを真剣に考え、すぐに行動に移せる組織に生まれ変わる必要があります。

株価がここまで下がる原因は多岐に渡ります。例えば「A3!」がヒットして株価が上がった時期には、株式交換により多くの会社を子会社化しました。2018年には現金と新株予約権を使い、サイバードを70億で買収しました。株式の希薄化と多額の資金を使って手に入れた子会社は、現在どのくらい稼働し、どのくらい利益を出しているのでしょうか？そして、70億円でサイバードを買収し、他にも多数の会社を子会社化して経営資源は増大したはずなのに、2025年1月現在の当社の時価総額が60億円も無いのはどうしてでしょうか？経営の失敗は明らかであり、市場からもこの経営戦略には価値がないと突きつけられているのではないのでしょうか？

他にも、「A3!」の次に期待された「CUE!」がリリースされる間にも、色々と問題が起きました。例えば、「A3!」のエグゼクティブプロデューサーの牟田正氏に新株予約権を大量に行使されたことです。内部分裂により、株式の希薄化だけではなく、人材とノウハウの流失、リリースの遅延など株主は大きな損害を受けました。

最近の出来事も含めると指摘したいことは数多くあります。挙げればきりがないのでこの辺にしておきますが、外部戦略も内部統制もうまくできておらず、経営陣の責任は重いと考えます。

2017年に、空売り系調査会社「ウエル・インベストメンツ・リサーチ社」が当社の適正株価は465円というレポートを提出し、経営陣は反論する書面を出していましたが、今や株価はそれを大きく下回りました。経営陣より、ウエル・インベストメンツ・リサーチ社の方が正しいとは言いませんが、本当に考え抜いて出した経営方針なのか、株主のお金だと思って軽々しく使っていないか、今一度考える必要があると思います。そして、そういった株主軽視（株価対策軽視）の姿勢によって、ここ数年常に空売り機関に狙われ、右肩下がりに株価は下がり続けています。

今後は、こういった経営を繰り返さない、そして株価対策をしていくため

に、経営陣を一掃する必要があると考えます。特に会社のあり方を決めてきた代表取締役会長である長嶋貴之氏と代表取締役社長である小林祐介氏には退陣していただくか、株主や株価の重要性を身に染みてわかってもらい、新たに生まれ変わってほしいです。

### (3) 取締役会の意見

#### ①当社取締役会の意見

**当社取締役会は、「本議案に反対」いたします。**

#### ②反対の理由

当社取締役会は以下の理由から反対の意見を表明いたします。

創業者による業績向上への貢献と信頼性：

当社の代表取締役会長及び代表取締役社長（以下、「本代表取締役ら」といいます。）は、1998年の創業から2004年の株式上場を経て現在に至るまで、一貫して強力なリーダーシップを発揮し当社の成長を牽引し、業績向上や株主価値の最大化に向けて日々努力しており、当社の持続的な事業価値向上を目指して中長期戦略を実行しています。今後も引き続き当社グループの企業価値向上への主導的な役割を期待できることから、解任の理由はなく、むしろ解任による混乱が、当社の今後の業績や事業計画に悪影響を及ぼす可能性があると考えます。

安定した企業運営の継続：

経営の安定性と企業文化の維持は、株主の利益に直結する重要な要素であり、本代表取締役らのリーダーシップのもとで、持続可能な成長を追求しています。解任が実施されますと、経営の連続性が損なわれ、当社の事業運営に多大な影響があり、株主価値の低下を招く恐れがあります。株主の皆様の長期的な利益を守るためにも、経営の安定が不可欠であると考えております。

ガバナンス体制の維持と株主の利益の確保：

本代表取締役らは、経営判断に対する責任を十分に認識しており、株主及びステークホルダーへの説明責任を果たしながら当社の成長を目指してきました。当社は、株主の皆様の利益を最大化するために適切なガバナンス体制を整備しており、経営陣の選任については株主総会や取締役会において慎重に議論されています。現在の経営体制を維持することが当社の中長期的な企業価値向上を実現する上で不可欠であり株主の皆様の利益にも合致すると考えております。

なお、当社取締役の任期については、当社定款に基づき「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」と定められていることから、2025年3月28日開催予定の当社定時株主総会の終結の時をもって、取締役としての任期を終了します。提案株主においては、本来であれば、当社が提案する第2号議案のうち、当社代表取締役会長である長嶋貴之、当社代表取締役社長である小林祐介の再任に係る議案について反対する旨の議決権を行使すれば、本代表取締役らを取締役として再任させないとの意思表示が可能で、よって、別途解任する実質的な意義は認められません。

以上の理由から、当社取締役会としては、提案されている解任議案に対しては、当社の中長期的な企業価値向上にとって有益ではないと考え、反対する立場を取らせていただきます。引き続き、本代表取締役役ら先頭に経営陣は株主の皆様とともに、当社の持続的成長に向けて尽力してまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 株主提案

### 第4号議案 剰余金処分の件

#### (1) 株主提案の内容（議題の要領）

中間配当を30円、期末配当を30円と考え、年間配当を60円とする。2024年12月期の中間配当の時期は終わっているため、今期末配当は60円とする。

#### (2) 提案の理由（提案の趣旨）

現在、当社は「資本剰余金」を原資とした配当金を出しています。また、当社は連結ではありませんが、90億円近い現金を保有しています。

まず、今期期末配当60円は大きいと思われるかもしれませんが、そもそも株価が低すぎるのです。株価が2000円だとすると利回り3%となり、なんら不思議のない数字になります。そして、ここまで右肩下がり株を回復するには大きなインパクトが必要になります。このあたりで、株価を反転させ、右肩上がりにするためには、年間配当60円は必要だと考えます。今まで散々、株主のお金で子会社を増やしてきたので、今こそ株主に還元する時です。

また、定款7章37条に取締役会の決議により中間配当を行うとありますが、未だになされたことがありません。中間配当が重要な理由は、期末配当だけにとどうしても株価が安定しないからです。半年に1回配当が出ると、空売り機関への敬遠にもなりますし、悪い決算が出たとしても、もうすぐ配当金があるなら株を保有し続けようという動機になります。あくまで中間配当は取締役会の決議で決めるものなので言及に留めますが、年間一括配当ではなく、中間配当の時期にも剰余金の配当を実施してもらいたいものです。

#### (3) 取締役会の意見

##### ① 当社取締役会の意見

**当社取締役会は、「本議案に反対」いたします。**

##### ② 反対の理由

当社取締役会は、以下の理由から反対する意見を表明いたします。

継続的な投資と財政基盤の安定性を踏まえた財務的影響：

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識し、安定的、継続的な配当を行うことを基本方針としております。当該基本方針に則った継続性の観点から、今後の事業展開及び成長性等を総合的に勘案した上で配当政策を決定しております。当社が健全で持続的な成長と継続的な企業価値の向上を実現するためには、継続的な投資と財務の健全性をバランスよく両立させることが重要です。これらの方針に基づき、当社提案の「剰余金の処分の件」においては、2024年12月期の期末配当金を1株につき5円とさせていただきます。提案された額の配当を実施することは、資本効率・株主還元とのバランスを考慮すると適切ではなく、当社の財務基盤を圧

迫し、中長期的な企業価値向上に支障をきたすと判断いたします。

配当原資の制約と今後の事業成長への影響：

提案された配当は「その他資本剰余金」を原資として支払うこととしていますが、その他資本剰余金は限られたものであり、過剰な配当支出により当該原資が大幅に減少することで、将来的な資金調達能力や財務の健全性に深刻な影響を及ぼす可能性があります。結果的に、過剰な高額配当は、当社の財務健全性を保つ上で非常に重い負担となり、今後の成長投資や事業展開への資金調達に支障をきたす恐れがあり、競争力や経営の持続可能性が損なわれるリスクが高いと考えます。

安定的な配当政策の維持：

当社は株主の皆様に対して安定的な配当政策を実行しており、今後も持続的な利益還元を目指す方針を取っております。しかし、短期的な利益に偏った配当金の増額は、当社の中長期的な企業価値向上を妨げる恐れがあり、長期的な株主価値の最大化には繋がらないと考えております。

将来の成長と持続的な株主還元の観点から：

当社取締役会は、長期的な視点での株主価値の最大化を重視しており、今後の事業展開や成長を支えるための資金確保が重要だと考えております。短期的な配当の増額は、長期的な株主利益を損なうリスクを伴い、今後の成長投資や事業戦略の実行に支障をきたす可能性があります。そのため、現時点では健全な財務基盤を守りながら安定した配当政策を維持することが重要であると判断しております。

以上の理由から、当社取締役会としては、提案されている1株につき60円の配当実施に反対する立場を取らせていただきます。株主の皆様には、当社が経営の健全性を維持し、安定した配当を実施できるよう引き続き努力してまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 株主提案

### 第5号議案 自己株式取得の件

#### (1) 株主提案の内容（議題の要領）

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数6,000,000株、取得価額の総額3,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。そして、第7号議案の議案が承認可決されることを条件として、これを消却する。

#### (2) 提案の理由（提案の趣旨）

当社はこれまで、新株予約権の発行と株式交換で子会社を増やしてきました。その結果、株の希薄化が起こり、株がだぶついている状態になっています。これは株価が右肩下がりになっている要因でもあります。自己株式を取得し償却することで、株の引き締めをおこない株価上昇につなげる必要があります。繰り返しになりますが、今まで散々、株主のお金で子会社を増やしてきたので、今こそ株主に還元する時です。

タイミング的には、四半期決算を発表したあとに株価が不安定になりがちなので、そこを狙って自己株式取得を行って欲しいです。ただ単に証券会社

に任せた自己株式取得ではなく、ちゃんと株価を下げさせない、株価を上げるといった意思を感じさせるものにして頂きたいです。こうした意思を持った自己株式取得が、当社は株価を意識している、空売り機関のおもちゃにされないというメッセージに繋がります。

実は、前回の株主総会前にも、株主提案ではありませんが、自社株買いを行うように書面で提案しました。その甲斐あってか、最近では少ないながらも自社株買いをおこなって頂けています。しかし、消却をしない限り目的は半分も達成されません。今まで株を希薄化して事業を拡大してきたのですから、自社株を市場から買い入れて消却することにより正常化する必要があるのです。後述する議案「第7号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件」が可決された際には、速やかに取得した自己株式は消却して頂きたいです。もし否決の場合でも、取締役会で議論して頂けるよう切に願います。

### (3) 取締役会の意見

#### ①当社取締役会の意見

**当社取締役会は、「本議案に反対」いたします。**

#### ②反対の理由

当社取締役会は、以下の理由から反対する意見を表明いたします。

現在の自己株式取得の進捗状況と財務健全性また安定性の確保：

当社は2024年6月14日～2024年12月23日までの期間において、株式総数1,000,000株、取得価額総額3億円を限度とする自己株式取得を実施しました。また、2024年11月15日～2025年3月31日の期間においても株式総数500,000株、取得価額総額1.5億円を限度とする自己株式取得も実施中があります。これにより、既に一定の規模での自己株式取得が進行中であり、直近の自己株式取得活動の進捗を鑑みると、提案された規模での新たな取得及び消却は、現在の当社の資本効率や財務健全性に対して更なる負担をかける可能性があると考えます。また、市場における株式の流動性や株価への影響も懸念されます。中長期的に持続可能な成長を追求し、すべての株主に対して公平かつ合理的な価値提供を行うためには、現在の資本政策を維持することが最も重要であると考えております。また、自己株式の取得及び消却は株主還元のひとつの手段として重要ですが、提案された額が過度に高額である場合、当社の財務状況に過度な負担を与え、財務健全性や安定性を損なうリスクがあります。適切な資本政策を維持し、将来的な事業拡大や投資機会に備えるためには、過剰な自己株式取得及び消却を避け、慎重な資金運用が求められます。

資本効率と企業の成長戦略：

当社は、効率的に資本を運用し成長を目指す企業戦略を実行しており、今後の成長投資や事業拡大に向けた資金需要も見込まれる中、過度の自己株式取得及び消却は必要な資金を適切かつ迅速に事業拡大や新規投資に回すことができなくなり、将来的な成長に必要な投資資金を制限する可能性があります。現時点での自己株式の消却を急ぐことは、当社の財務基盤を弱体化させ、将来的な資本運用に悪影響を及ぼす恐れがあるため、結果として当社の成長戦略の実現が阻害され、企業価値の向上機会を逸失するリスクが高いと判断します。株主還元を重視する一方で、今後の成長を支えるためには、戦略的な資本配分が重要と考えます。

株主価値の長期的な最大化：

自己株式の取得及び消却は株主還元を目的とするものの、その金額が過剰である場合、短期的な株主利益の最大化に偏り、長期的な企業成長に必要な投資資金が不足する恐れがあります。当社は、企業価値の最大化を最優先に考え、長期的な事業戦略や成長投資に必要な資金を確保しながら、株主還元を実施する方針を採っています。過度な株式取得・消却は、長期的な利益を犠牲にする可能性があると考えています。

ガバナンス及び効率的な意思決定：

自己株式の取得と消却に関する決定は、企業のガバナンスの一環として慎重に行うべき事項であり、その決定を迅速に行うためには、取締役会が適切に判断することが望ましいと考えています。提案された額が過大である場合、その決定が経営の自由な判断を制約し、柔軟性を損なう可能性があります。また、過剰な取得及び消却に関する議論が株主総会で行われることで、総会の議論の効率性が損なわれる恐れもあります。

以上の理由により、当社取締役会としては、現在の財務状況と市場環境を総合的に考慮した上で、慎重な資本政策を実施することが重要であると判断しております。したがって、現時点での追加の自己株式取得及び消却は適切でないと考え、反対することを表明いたします。引き続き、持続可能な成長に向けて株主価値の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 株主提案

### 第6号議案 累進配当宣言に係る定款変更の件

#### (1) 株主提案の内容（議題の要領）

現行の定款に以下の条文を新設する。

第7章

第39条 累進配当を宣言する

#### (2) 提案の理由（提案の趣旨）

「累進配当を宣言する」は株価の上昇と安定に欠かせない要素です。累進配当を宣言することで、株価は安定し、株主も長い目で経営を見守れると思います。当社は数値が良くても悪くても決算のたびに株価が下がる傾向にあります。現在多角化が進んでおり、全体的に売り上げが上がって利益が上がっている時でさえ、ゲーム事業が伸び悩んでいるなどという部分的な理由で株価が下がります。累進配当を宣言しておけば、株主も長い目で見ることができ、不安も和らぎますし、株価が下がったら買い増しという思考も生まれ、不必要に株価がずっと下がりが続けるといこともなくなると思います。ぜひNISAに入れたくなるような、累進配当宣言の高配当企業に生まれて変わってほしいです。

#### (3) 取締役会の意見

##### ①当社取締役会の意見

**当社取締役会は、「本議案に反対」いたします。**

##### ②反対の理由

当社取締役会は、以下の理由から反対する意見を表明いたします。

財務戦略と成長投資の優先：

当社は、持続可能な成長を目指しており、今後の事業拡大、技術革新、マーケット拡大のための投資を優先的に行う必要があります。累進配当制度を導入することで、過度な配当支出が求められることになり、重要な成長資金が圧迫される懸念があります。これにより、当社の長期的な競争力を低下させ、株主価値の維持・向上に悪影響を及ぼす可能性があります。

配当政策の柔軟性の確保：

現在の配当政策は、業績や財務状況に応じて柔軟に対応できる形になっており、必要に応じて安定的かつ持続的な配当を実施することができます。累進配当制度を導入することは、将来的に市場環境や業績の変動に応じた柔軟な対応が難しくなるため、予期しない経済変動に対して十分な対応力を欠く恐れがあります。

株主全体の利益の最大化：

累進配当制度は、短期的な利益分配に偏重する可能性があり、特定の株主層に対して不公平な影響を及ぼすリスクもあります。株主の皆様を利益を最大化するためには、中長期的な企業価値の向上が不可欠であり、当社はそのために最適な配当方針を採用していく所存です。

以上の観点から、当社取締役会としては本議案に反対の立場を取ることを決定いたしました。引き続き、株主の皆様とともに、持続可能な企業価値の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 株主提案

### 第7号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件

#### (1) 株主提案の内容（議題の要領）

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 自己株式の消却

第40条 当会社は、株主総会の決議をもって、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数の決定を含む。）を行うことができる。

#### (2) 提案の理由（提案の趣旨）

「自己株式消却」は、議案「第5号議案 自己株式取得の件」でも述べた通り、当社の株主価値の向上に資するものと考えられますが、当社取締役会は、これまで自己株式消却を行ってこなかったため、自己株式消却を株主総会の決議により行えるよう定款変更を提案します。

#### (3) 取締役会の意見

##### ① 当社取締役会の意見

**当社取締役会は、「本議案に反対」いたします。**

##### ② 反対の理由

当社取締役会は、以下の理由から反対する意見を表明いたします。

経営の柔軟性と資本政策の確保：

自己株式の消却は、株主還元のひとつの手段として重要ではありますが、その決定を株主総会の決議に依存することが義務化されると、経営の柔軟性及び機動性が制約される可能性があります。当社の経営状況や市場環境に応じて、適切かつ機動的に資本政策を実行するためには、取締役会がその判断を行うことが望ましいと考えています。定款において株主総会決議を必須とすることは、迅速な意思決定を妨げる可能性があり、企業運営における柔軟な対応が難しくなる恐れがあります。

資本効率と株主価値の最大化：

自己株式の消却は、株主還元策のひとつであり、株主価値の向上を目的とした施策ですが、過度な消却は資本効率を低下させる可能性があります。資本政策は成長戦略と連動しており、自己株式の消却を一律に義務化することは、長期的な投資機会の確保や成長戦略に悪影響を及ぼす恐れがあります。取締役会が状況に応じて適切に判断することが、企業価値の最大化に繋がると確信しています。

財務状況に基づく慎重な判断：

自己株式の消却は、財務状況や資金需要に基づいて慎重に決定すべき事項です。株主総会での決議を必須とすることで、経営陣がタイムリーに最適な判断を下すことが難しくなる可能性があります。当社の成長に必要な投資や財務健全性を維持しながら、株主還元を適切に実施するためには、取締役会において適切に判断を行うことが最適であると考えます。

ガバナンスの効率性と透明性：

株主総会における決議が必要となることで、過度な手続きや時間がかかることが懸念されます。株主総会は本来、企業の基本戦略や法令・定款に定められた重要事項を議論する場であり、自己株式の消却のような具体的な施策に関する決定を逐一議論することは、株主総会の運営効率を損なう可能性があります。取締役会で慎重かつ迅速に判断を下すことが、より効率的かつ透明性を保った企業運営に繋がると考えます。

以上の理由から、当社取締役会としては本議案に反対する立場を取ることを決定いたしました。引き続き、株主の皆様とともに、企業価値の向上を目指し、健全かつ効率的な経営を推進してまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 株主提案

### 第8号議案 株主優待制度に係る定款変更の件

#### (1) 株主提案の内容（議題の要領）

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第9章 株主優待制度

第41条 当社は、株主優待制度の導入、継続、変更及び廃止については、株主総会の決議によらなければならない。

#### (2) 提案の理由（提案の趣旨）

後述する「第9号議案 株主優待制度の改善・廃止の件」の提案趣旨通り、今の株主優待制度が、既に株価の向上に寄与しなくなったにも関わらず、創

意工夫が見られないため、株主優待制度の導入、継続、変更および廃止を株主総会の決議により行えるように定款変更を提案します。

(3) 取締役会の意見

①当社取締役会の意見

**当社取締役会は、「本議案に反対」いたします。**

②反対の理由

当社取締役会は、以下の理由から反対する意見を表明いたします。

経営の柔軟性と迅速な意思決定の確保：

株主優待制度は企業の戦略や事業環境に基づき柔軟に運営すべきものであり、その導入、継続、変更、及び廃止に関する判断を取締役会が迅速に行うことが求められます。提案されたように、株主総会の決議を必須とすることは、経営の柔軟性及び機動性を損なう恐れがあります。特に、株主優待に関する意思決定が市場環境や企業戦略の変化に迅速に対応できるよう、取締役会が適切なタイミングで判断を行うことが重要であると考えます。

資本の効率的な運用：

株主優待制度は株主還元のひとつの方法ですが、その内容や変更について株主総会で決議を求めることで、当社の資本運用が不必要に煩雑化し、経営資源の無駄遣いに繋がる可能性があります。優待制度の導入や変更は、取締役会が企業戦略に基づき効率的に実施することが望ましく、株主総会での議論に時間とリソースを費やすことは、当社の企業運営に不必要な負担をかけることとなります。

株主の多様な利益に対応するための選択肢：

株主優待制度の内容や変更は、株主全体の利益を最大化する観点から、慎重に設計されるべきです。株主の皆様には、様々な価値観や期待があるため、経営陣が優待内容や方針を適切に見直し、株主全体の利益を考慮した上で柔軟に対応するべきだと考えます。株主総会での決議を義務化することで、経営の柔軟な対応が制約される恐れがあり、最適な施策を迅速に実行することが難しくなります。

ガバナンスの効率化と透明性：

株主優待制度の導入や変更は、企業の長期的な価値創造にとって重要ですが、その判断は取締役会が責任を持つて行うべきものです。定款において株主総会決議を義務化することは、企業のガバナンス体制を複雑化し、経営判断のスピードや透明性が低下する懸念があります。取締役会がその判断を行うことで、迅速かつ効率的に株主の利益を守りながら、経営の透明性を確保することができます。

以上の理由から、当社取締役会としては本議案に反対する立場を取ることを決定いたしました。引き続き、株主の皆様とともに企業価値の向上を目指し、健全で効率的な経営を推進してまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 株主提案

### 第9号議案 株主優待制度の改善・廃止の件

#### (1) 株主提案の内容（議題の要領）

第8号議案が承認可決されることを条件として、2024年12月23日に公表された2024年12月期の株主優待制度を廃止又は改善する。

#### (2) 提案の理由（提案の趣旨）

当社の優待はオリジナルデザインQUOカード100株300円相当、1,000株500円相当、5,000株700円相当、10,000株1,000円相当です。まず、オリジナルデザインのQUOカードは非常に人気のあるキャラクターならまだしも、今のものは株を新たに購入する、又は長期間保有する動機になるようなものではありません。現在、優待目的で株を持っている株主がほとんどいないことを認識する必要があります。それに加えて、100株で300円相当のQUOカードは費用だけかかって効果が少ないと思われます。また、10,000株持っていて1,000円相当なので株をたくさん買うメリットはありません。多くの人にとって魅力的なキャラクターを保有していない今、情性で優待を続ける意味はなく、その費用を少しでも配当や自社株買いに回した方が良いと思います。もしくは100株で500円相当、10,000株で50,000円相当、長期保有でその2倍など、量と期間を多くすればするほどメリットが増える優待に改善するべきです。

郵便代も高くなっている今、300円の優待を郵送するというのは余裕のある会社のことです。人気のあるキャラクターのQUOカードで、額面は300円ですが、デザインにプレミアムが付き3000円の価値があるというのならまだ分かります。しかし、そうではないのなら、ちゃんと費用対効果を考え戦略を立てる必要があると思います。株主はそこまで愚かではありません。長期的に当社を応援する株主は中途半端な優待ではなく、価値のある優待や株価の上昇を願っています。

#### (3) 取締役会の意見

##### ①当社取締役会の意見

**当社取締役会は、「本議案に反対」いたします。**

##### ②反対の理由

当社取締役会は、以下の理由から反対する意見を表明いたします。

柔軟な経営判断の重要性：

株主優待制度は、当社の経営戦略の一環として、柔軟に運用されるべきであり、経営環境や財務状況、株主のニーズに応じて適宜見直しを行うことが重要です。第8号議案のご提案内容のとおり定款において株主総会の決議を必要とする規定を設けることは、優待制度の見直しに必要な柔軟性を損ねる恐れがあり、迅速な対応が難しくなる可能性があります。

競争力維持に必要な財務戦略：

株主優待制度は、企業の資源配分や投資計画に影響を与える要素のひとつです。優待制度の変更や廃止に関して、第8号議案のご提案内容のとおり株主総会での決議を必須にすることは、当社の財務戦略において柔軟に対応することを制限し、株主価値の最大化を妨げる可能性があります。経営陣としては、経営判断を迅速かつ適切に行うことが重要だと考えています。

株主優待制度の現行運用についての評価：

当社は現在の株主優待制度が株主の満足度や当社のブランド価値向上にも寄与していると判断しています。また、既に開示された今期の株主優待制度についても、当社の財務状況や経営方針に照らし合わせた上で慎重に決定したものであり、現段階で廃止又は改善する必要性は認識しておりません。

以上の理由から、当社取締役会としては、本議案に反対することを株主の皆様にお願ひ申し上げます。当社は引き続き、株主価値の最大化と持続可能な成長を目指して邁進してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 株主提案

### 第10号議案 経営陣の在り方に係る定款変更の件

#### (1) 株主提案の内容（議題の要領）

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第10章 経営陣の在り方

第42条 経営陣は貸株をしない

第43条 代表取締役社長自ら国内外の機関投資家にトップセールスをする

第44条 株主に寄り添った経営をする

#### (2) 提案の理由（提案の趣旨）

まず、第42条、経営陣は貸株をしないは、空売り対策にもなります。現在、経営陣やその家族名義の株が貸株になっている可能性があります。直接ではなくても、タスカンキャピタル LLCなどの会社を経由して貸株されている場合もあります。僅かな金利収入のために、空売り機関に協力するような真似はやめて頂きたいです。また、現在貸株をしていないのであれば、貸株をしないことを宣言するなり、定款に盛り込むべきです。経営陣からのそういう強いメッセージが株価にも影響していきます。

そして、第43条 代表取締役社長自ら国内外の機関投資家に営業するは、当社は積極的にトップセールスを行っていく必要があると思うからです。当社の株主比率は90%近くが個人株主です。個人に愛されている会社であると同時に、株価が安定せず、必要以上に株価が下がる原因にもなっています。社長自ら国内外の機関投資家へプレゼンテーションを行い、当社は株価の上昇を目指していると強くアピールし、大口の安定株主を数多く探す必要があると思います。そういった安定株主と強いメッセージが、ここ数年の右肩下がり株の株価を反転させる起爆剤となります。国内ではDMM.comグループの会長である亀山敬司氏など当社のコンテンツと相性の良い会社や、年金基金など長期で株を保有してくれる機関投資家へ営業に行き、海外はダメで元々でも世界で名の知れた長期保有の機関投資家や当社のコンテンツ事業に興味がありそうなサウジアラビアなどに営業に行ってもらいたいです。そのぐらいの気迫を持って、経営に取り組んで頂きたいです。社長自らが、これからの安定的な配当や株主重視の政策、今後の事業の成長をアピールすることで、ステークホルダーに当社の変化を認識させ、新たな味方を増やしていけるのだと思います。幸いにして、事業は多角化しているので、関係のある会社は多く、営業の間口は広いと思います。くれぐれも楽に出会える怪しい会社ではなく、株主のことを考えたしっかりとした企業や団体や国に営業に行くこ

とを期待しています。

大企業であるソフトバンクの孫正義氏ですら、目標の時価総額を公言し、今でもトップセールスを行っています。孫氏は、ずば抜けた行動力とスピード感で、今でも誰よりもハードワークをしています。ソフトバンク出身の会長や社長なら、近くで見てきたと思うので、そういったトップの重要性はより分かります。今こそ、社長として、社員が熱くなり、株主が応援したくなるような積極的な行動をとって頂きたいと思います。

最後に、第44条 株主に寄り添った経営をするは、常に株主のことを考えながら経営するということです。決算の見せ方やタイミングなどを株主目線で考え、IRもプレリリース化した適時開示をルーティーンにただ載せるのではなく、どうやったら株価が上がるか考えながら工夫してもらいたいです。例えば、決算内容が良くても悪くても、決算と同時に自社株買いを発表し株価を下げさせないとか、株価上昇局面で空売りを入れられた時に、大きく期待が持てるようなIRを出すなど、常に株主目線に立った工夫をしてもらいたいです。

数年かけてずっと右肩下がり、10分の1以下になってしまった株価を元に戻すのは前途多難ですが、私は当社の将来を悲観してはいません。やはり、無形資産であるコンテンツやキャラクターは強いものがありますし、多角化して芽が出てない子会社や事業もたくさんありますが、それらを丁寧に育てていけば、大きな資産になります。改善の方向さえ間違えなければ、当社は必ず飛躍すると思います。そのために、まずは大きな変化と成長が必要になります。このタイミングで生まれ変わるという意気込みが大切だと思っています。当社にはそれができる力があると信じて終えたいと思います。

### (3) 取締役会の意見

#### ①当社取締役会の意見

**当社取締役会は、「本議案に反対」いたします。**

#### ②反対の理由

当社取締役会は、以下の理由から反対する意見を表明いたします。

経営の柔軟性と判断の自由度の確保：

提案された定款の変更により、経営陣に対して特定の行動規範を強制することとなり、経営判断の柔軟性が制限される懸念があります。特に、経営陣が「貸株をしない」ことを規定することや、「代表取締役社長自らがトップセールスを行う」ことを義務化する点は、経営陣が自社の最適な経営戦略を柔軟に実行する能力を制約する恐れがあると考えています。

株主全体の利益に対する配慮：

株主との関係を強化することは重要な課題ですが、「株主に寄り添った経営をする」という規定が、具体的にどのような行動を指すのが不明確であると考えます。特定の株主の意向に過度に依存した経営が行われることを避け、株主全体の利益を長期的に最大化するためには、経営陣が経営判断を株主価値の最大化を念頭に置いて行うことが重要です。定款に規定することなく、既存のガバナンス体制や株主総会を通じて、株主の意見を反映させる仕組みを強化の方がより効果的であると考えます。

経営の独立性と企業戦略の重要性：

経営陣が株主とのコミュニケーションを重視することは大切ですが、「代表取締役社長自ら国内外の機関投資家にトップセールスをする」ことを義務化することは、経営資源の最適な配分を阻害する恐れがあります。代表取締役社長を含む経営陣は、事業運営において最も重要な戦略的意思決定に集中することを前提に、株主対応については経営陣と当社IR担当チームとが密な連携を行うことが経営陣の時間とリソースの効率的な配分と活用に繋がると考えます。

定款変更の必要性について：

経営陣の在り方に関する具体的な行動規定を定款に組み込むことは、定款を不必要に複雑化し、当社の適切かつ機動的な事業運営を妨げる恐れがあります。経営陣の行動指針や戦略は、取締役会や経営会議で十分に議論されるべきであり、定款に詳細な行動規定を設ける必要性は低いと考えます。

以上の理由から、当社取締役会としては本議案に反対する立場を取ることを決定いたしました。引き続き、株主の皆様とともに企業価値の向上を目指し、健全なガバナンスのもとで経営を推進してまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】 会社提案である第2号議案が承認されたのちの経営体制（予定）  
 （●は顕著な素質・経験を示す）

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
代表取締役会長 長嶋 真之	●	●	●				●	●				
代表取締役社長 小林 祐介	●	●			●		●					
取締役(社外) 三宅 朝広	●	●	●	●				●			●	
取締役 吉村 隆	●		●	●	●			●				
取締役(監査等委員) (社外) 田名網 一嘉						●	●		●	●		●
取締役(監査等委員) 加藤 俊郎					●	●	●		●	●		●
取締役(監査等委員) (社外) 野村 裕幸	●				●	●			●	●	●	

- (注) A：企業経営  
 B：IT・技術  
 C：開発R&D  
 D：営業マーケティング  
 E：経営企画  
 F：経営管理  
 G：M&A  
 H：新規事業開拓  
 I：財務・会計  
 J：法務・コンプライアンス・リスク管理  
 K：人事  
 L：内部統制ガバナンス

以 上

